



令 7 全国高体連第 3 号
令 和 7 年 4 月 1 日

都道府県高等学校体育連盟 会 長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連競技専門部 部 長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
専務理事 奈良 隆

体罰根絶に向けた取組の強化について (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、運動部活動における体罰根絶に向けた取組については、平成 26 年 5 月に「体罰根絶全国共通ルール」の制定について(通知)」を发出し、これまで「体罰根絶全国共通ルール」のもと、様々な取り組みを行ってきました。また、加盟校をはじめ、都道府県高体連、競技専門部及び全国高体連の関係する全組織が一丸となって、体罰等の許されない指導の根絶に向け取り組みを進めてきました。

しかし、全国高体連の諸会議等で報告のとおり、「体罰根絶全国共通ルール」の施行以降も適用件数等については根絶には至っておらず、令和 6 年度は、平成 26 年からの統計開始以来最も多かった平成 30 年の 45 件と同数となっております。

言うまでもなく、教育活動の一環として行われる各学校の部活動及びその学習成果の発表の機会である競技大会は、次代を担う高校生の健全育成を目的として実施されています。したがって、競技中はもちろんのこと日常の指導の過程等において体罰や暴言等の不適切な行為があつてはなりません。

全ての高体連関係者は、この最も基本的な考え方に基づく認識を今一度新たにした上で、今後の指導に取り組む必要があります。

つきましては、既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「体罰根絶全国共通ルール」及び『「体罰根絶全国共通ルール」に関する Q & A』を周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組の強化をお願いいたします。

なお、「全国共通ルール」をはじめ体罰根絶に向けた取組については、本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。

<問合せ先>

(公財) 全国高等学校体育連盟
事務局 古屋 久男
TEL : 03-6268-0027
FAX : 03-6268-0028

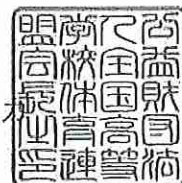


26 全国高体連第42号

平成26年5月20日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野



体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一掃しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一体となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組を一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。
また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。

(2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

(1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。

参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

(2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。

(3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。

（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）

(4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中を含むこととする。

(5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

資料（１）

平成 26 年 5 月 20 日付 26 全国高体連第 42 号「体罰根絶共通ルール制定について（通知）」別紙の 3 体罰根絶全国ルールの運用について（1）記載の平成 25 年 5 月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

（例）

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競 技 者

第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第5条（大会等への参加）

- （1）競技者が大会等に参加するときは、在学学校長の責任によって申し込むものとする。
- （2）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学学校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第3章 指 導 者

第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導

にあたる。

(3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。

(4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。

(5) 体罰を行った指導者は、平成26年5月20日付け（26全国高体連第42号）による体罰根絶全国共通ルールを適用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正その他

第8条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附 則

平成14年5月30日より施行

平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

平成26年5月20日 一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められることとされている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、

今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること

（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する



※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。

平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

各加盟校の校長先生方へ

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。この度、「体罰根絶全国共通ルール」を制定するに当たり、本ルールの趣旨を関係者の皆様にご理解いただくために、下記のQ&Aを作成いたしました。

本ルール制定を期に、運動部活動にかかわる体罰を何としても根絶させたいという本連盟の真意を何とぞお汲み取りいただき、各加盟校の校長先生方には特段のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何ですか。

教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、そして社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

2 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とありますが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えますが。

本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

3 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのですか。

上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ル

ールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方に立ち、各加盟校の校長先生方には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願い申し上げます。

4 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対応していくのですか。

本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。万が一体罰が発生した場合には、校長先生方の毅然とした対応をお願い申し上げます。どうしても判断に迷う場合は、各都道府県高体連を通して全国高体連にご相談ください。

5 校長が都道府県高体連に報告する際、「該当指導者本人の了解を得た上で」とあるが、どうしても本人が了解しない場合、どう対応したらよいのですか。

本ルールが適正に運用される前提として、如何に本ルールの趣旨、内容、運用等について、事前に全ての運動部活動の指導者に周知徹底できるかにあると考えています。「体罰の程度にかかわらず、体罰を行った指導者は、高体連にも報告がなされ、1年間、高体連主催大会には出場できない。」ということを折に触れて周知徹底していく必要があると考えています。高体連としても、各競技専門部が行う総会、登録手続き、大会参加申込、組み合わせ抽選会、監督者会議等のあらゆる機会をとらえて、本ルールの趣旨を徹底してまいります。各加盟校の校長先生方におかれましても、校内において、外部指導員を含む全ての運動部活動指導者に対する事前のご指導をよろしくお願い申し上げます。

その上で、体罰を行った該当指導者が、高体連への報告について了解しない場合は、都道府県高体連を通じて全国高体連事務局担当者にご相談ください。

また、実際に該当校の校長先生から各都道府県高体連にご報告があった場合、その報告内容については第三者に漏れることがないよう、守秘義務について徹底してまいります。

6 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されますが。

各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはず

す等の校内措置は可能であると考えます。

個々の事情で、校長先生が判断に迷う場合は、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

7 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできますか。

本ルールは、高体連主催大会への出場及び高体連の役職について定めたものであり、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等の判断については、該当校の校長先生に権限と責任があると考えます。なお、重大な事案や校長先生が判断に迷う場合、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

8 全国共通ルールを適用された指導者は、都道府県の予選大会にも出場できませんか。

全国共通ルールの趣旨から、高体連主催の都道府県予選大会にも出場できません。

9 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないですか。

教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものであると考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するというものではありません。なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力を要請してまいります。

10 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とありますが、どのような場合に不服申立てができるのですか。

該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

11 本ルール制定に関する現在までの経緯について教えてください。

平成25年11月に、本連盟基本問題検討委員会の中に「体罰検討特別委員会」を立ち上げ、体罰根絶全国共通ルールの素案作成を行いました。その後の経緯については下記の通りです。

- ・平成25年11月5日～15日 体罰検討特別委員会で素案作成
- ・11月12日 全体会議で趣旨説明
- ・11月20日 臨時基本問題検討委員会で検討・協議
- ・11月21日～29日 素案の再検討、関係機関との調整
- ・12月6日 第2回理事会で趣旨説明及び意見聴取

- ・12月8日～平成26年2月 高体連各組織に周知・意見聴取、関係機関との調整
- ・2月25日 臨時・基本問題検討委員会で検討・協議
- ・3月15日 第3回理事会で検討・協議（方向性の確認）
- ・5月8日 第1回基本問題検討委員会で理事会提出案の確定
- ・5月20日 第1回理事会で組織決定
- ・5月21日 各関係機関への通知
- ・5月22日 プレスリリース
- ・7月1日 本ルール施行適用の基準日

今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。



平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

運動部活動指導者の皆様方へ

運動部活動指導者の皆様方には、日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。言うまでもなく、運動部活動の果してきた役割は、高等学校の体育・スポーツの発展・充実のみならず、高校生の健全育成・人間形成にとって、誠に大きなものがあります。この運動部活動を直接指導なさっていらっしゃる関係者の皆様方には、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、極めて残念なことです。一部の運動部活動においては、体罰が根絶されているとは言い難い現実があります。フェアプレーの精神や高校生の健全育成を根幹とする運動部活動の価値とそれらを否定する体罰とは、互いに相入れないものであります。

体罰はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、運動部活動のあらゆる場から根絶されなければなりません。

この度、「体罰根絶全国共通ルール」を制定するに当たり、本ルールの趣旨を関係者の皆様にご理解いただくために、下記のQ&Aを作成いたしました。本ルールは、運動部活動における体罰が大きな社会問題となっている今日、運動部活動の意義や価値を再確認するとともに、全国の運動部活動から体罰を根絶するという高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。本ルール制定を期に、運動部活動にかかわる体罰を何としても防止したいという本連盟の真意を何とぞお汲み取りいただき、運動部活動指導者の皆様方には特段のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何ですか。

教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、そして社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

2 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とありますが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えますが。

本ルール趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

3 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのですか。

上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ルールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方に立ち、各加盟校の校長先生方及び各運動部活動指導者の皆様には、教育的配慮のもと、厳正な指導をお願いいたします。

4 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのですか。

本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。万が一体罰が発生した場合には、校長先生方へ毅然とした対応をお願いしております。

5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されますが。

各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

6 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできますか。

本ルールは、高体連主催大会への出場及び高体連の役職について定めたものであり、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等の判断については、該当校の校長先生に権限と責任があると考えます。

7 全国共通ルールを適用された指導者は、都道府県の予選大会にも出場できませんか。

全国共通ルールの趣旨から、高体連主催の都道府県予選大会にも出場できません。

8 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないですか。

教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものと考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するということではありません。なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力を要請してまいります。

9 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とありますが、どのような場合に不服申立てができるのですか。

該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

10 本ルール制定に関する現在までの経緯について教えてください。

平成25年11月に、本連盟基本問題検討委員会の中に「体罰検討特別委員会」を立ち上げ、体罰根絶全国共通ルールの素案作成を行いました。その後の経緯については下記の通りです。

- ・平成25年11月5日～15日 体罰検討特別委員会で素案作成
- ・11月12日 全体会議で趣旨説明
- ・11月20日 臨時基本問題検討委員会で検討・協議
- ・11月21日～29日 素案の再検討、関係機関との調整
- ・12月6日 第2回理事会で趣旨説明及び意見聴取
- ・12月8日～平成26年2月 高体連各組織に周知・意見聴取、関係機関との調整
- ・2月25日 臨時・基本問題検討委員会で検討・協議
- ・3月15日 第3回理事会で検討・協議（方向性の確認）
- ・5月8日 第1回基本問題検討委員会で理事会提出案の確定
- ・5月20日 第1回理事会で組織決定
- ・5月21日 関係機関への通知
- ・5月22日 プレスリリース
- ・7月1日 本ルール施行適用の基準日

今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。



平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

1 趣旨全般について

Q1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何か。

A 教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。

これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

Q2 平成21年に指導規定及び運用について通知が出ている。新たな制度設計は不要と考えるが。

A 本連盟にとって重大かつ喫緊の課題である体罰根絶については、体罰根絶に特化した全国共通ルールを制定し、その内容を関係者全てに周知徹底するとともに、高体連が全国の組織をあげて、足並みをそろえて体罰の防止に取り組み、また、その姿勢を外に向けて発信することが、極めて重要なことであると考えています。

Q3 全国高体連が率先して実施していきたいということが強調されており、各都道府県高体連や校長会等への周知理解が不十分である。

A 運動部活動にかかわる体罰根絶は、高校生の健全育成を標榜している高体連にとって、組織をあげて取り組まなければならない極めて大きな課題です。全国高体連としては、今後一層、各都道府県高体連とより密接に連携し推進していけるように努めてまいります。

今後、本ルールについて、都道府県高体連が関係者に説明する際に参考となるQ&A及び通知文の案文等、理解・周知に役立つ各種資料を作成し、提示してまいります。

Q4 文科省からの強い指導があるからと言って、ルール策定を急ぐのは疑問である。

A 文科省からの指導があるのは事実です。体罰根絶、暴力一掃の問題は国として緊急の課題であり、その意味から文科省がリーダーシップを発揮することは、当然のことと考えます。なお、高体連としては、今後とも関係機関と連携を図りながら、主体性を持って、喫緊の課題である体罰根絶に取り組んでまいります。

2 体罰の内容について

Q5 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とあるが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えるが。

A 本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

Q6 文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」の内、①殴る、蹴る等以外の「②社会通念、医学・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えた肉体的、精神的負荷を課す。③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。⑤身体や容姿に係わること、人格否定的な発言を行う。⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。」等については、判断が難しいと考えるが、本ルールの適用対象となるのは、どのような場合か。また、その判断は誰がするのか。

A 基本的には、当該言動が執拗かつ過度に行われ、該当生徒に大きな肉体的、精神的負荷を与えた場合と考えます。具体的には、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。

また、当該言動が本ルールの適用対象になるかどうかの判断については、第一義的には当該校の校長先生の判断によるものと考えます。判断が難しい場合は、全国高体連、都道府県高体連が当該校の校長先生と情報を共有して、本ルールを適用するか否かを判断する場合もあると考えています。

Q7 上記Q6の程度の軽重は、何をもって、誰が判断し、誰の責任で行うのかが明確でない。公平な第三者機関の設置が必要と考える。

A 第一義的には当該校の校長先生の判断によるものと考えますが、判断が難しい場合は、個々の事案に応じて全国高体連、都道府県高体連、各競技専門部と各加盟校の校長先生とが連携して本ルールを適用するか否かを判断する場合もあると考えます。

指導規定に該当するような重大な事案が生じた場合は、都道府県高体連会長もしくは各競技専門部部長の正式な要請を受け、外部委員を含む指導委員会において対応することは従来と変わりません。

3 運動部員間の同様の行為について

Q8 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのか。

A 上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ルールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方に立ち、各加盟校の校長先生方には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願い申し上げます。

Q9 運動部員間の同様の行為について、誰がいつ各加盟校の校長に対し厳正な指導を要請するのが不明である。

A 該当者が生徒の場合、基本的には各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、各学校の判断に委ねることになります。「教育的な配慮のもと、厳正な指導を要請する。」という文言は、高体連組織が外部からの問い合わせや該当校の校長から相談を受けた際に、高体連としての基本的な対応方針を文章化したものです。

4 体罰が発生した場合の対応について

Q10 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのか。

A 本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。

万が一体罰が発生した場合には、校長先生方の毅然とした対応をお願い申し上げます。どうしても判断に迷う場合は、各都道府県高体連を通して全国高体連にご相談ください。

今後、全国高体連としては、各都道府県高体連が校長会等に説明を行う際に必要となる加盟校の校長先生宛の協力依頼文、校長先生向けQ&A、指導者向けQ&A等の案文を早急に作成し提示してまいります。

Q11 当該校の校長裁量とするのであれば、重い事案以外は適用されないと考えるが。

A 本ルールの究極の目的は体罰の根絶であり、特に各加盟校の校長先生に対しては本ルールの趣旨を繰り返し周知徹底する必要があると考えます。

Q12 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないか。

A 教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものであると考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の轻重によって、本ルールを適用するか否かを判断するというものではありません。

なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力をいただいております。

Q13 教育委員会もしくは学校の指導措置・処分が確定後、校長が高体連に報告するとあるが、その前に報道等に出ることも予想され、タイムラグが生じる。その場合、その期間中に大会が開催されている可能性もあり、ルールが適用できないことも予想される。

A 該当校の校長先生が、教育委員会等の指導措置・処分の発令前に、体罰事案の報告を高体連に行うことには無理があり、タイムラグの発生はやむを得ないと考えます。場合によっては、処分等の発令前に、マスコミ等の報道がなされることも当然考えられます。現実的には、校長先生が体罰を確認していれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生の判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

Q14 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されるが。

A 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

個々の事情で、校長先生が判断に迷う場合は、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

Q15 校長が都道府県高体連に報告する際、「該当指導者本人の了解を得た上で」とあるが、どうしても本人が了解しない場合、どう対応したらよいか。

A 本ルールが適正に運用される前提として、如何に本ルールの趣旨、内容、運用等について、事前に全ての運動部活動の指導者に周知徹底できるかにあると考えています。「体罰の程度にかかわらず、体罰を行った指導者は、高体連にも報告がなされ、1年間、高体連主催大会には出場できない。」ということを折に触れて周知徹底していく必要があると考えています。高体連としても、各競技専門部が行う総会、登録手続き、大会参加申込、組み合わせ抽選会、監督者会議等のあらゆる機会をとらえて、本ルールの趣旨を徹底してまいります。各加盟校の校長先生方におかれましても、校内において、外部指導員を含む全ての運動部活動指導者に対する事前のご指導をよろしくお願い申し上げます。

その上で、体罰を行った該当指導者が、高体連への報告について了解しない場合は、都道府県高体連を通じて全国高体連事務局担当者にご相談ください。

また、実際に該当校の校長先生から各都道府県高体連にご報告があった場合、その報告内容については第三者に漏れることがないように、守秘義務について徹底してまいります。

Q16 校長が本ルールを適用する旨、各都道府県高体連に報告した場合、都道府県高体連はどのように対応すればよいか。

- A 全国高体連事務局及び各都道府県の競技専門部に報告をお願いします。全国競技専門部には全国高体連事務局から連絡をします。
- Q17 大会中の体罰について、専門部が該当校長に報告した後は、大会以外での事案の対応と同様でよいのか。**
- A 大会以外での事案の対応と同様でよいと考えますが、内容によっては緊急例外的に対応しなければならないこともあり得ると考えます。
- Q18 校長がルールを「適用しなければならない」のか「適用することができる」のかを明確にする必要がある。**
- A 当該体罰が確定した後は、校長は本ルールに則り、該当する指導者が出たことを都道府県高体連に報告しなければならないと考えます。
- Q19 各都道府県を窓口にしなくて、全国高体連事務局に窓口を一本化して業務を行うべきと考える。**
- A 窓口は各加盟校を管轄している都道府県高体連にお願いし、全国高体連と各競技専門部が都道府県高体連と連携して対応する体制が、本ルールの円滑な運用につながると考えます。
- Q20 全国高体連で「懲罰委員会（仮称）」を設置し、月1回程度の会議を行う必要がある。また、各加盟校から報告があがってきたものを、「1年間出場を認めない。」と決定する機関はどこか。**
- A 体罰事案の全てについて、各学校から事故報告書を都道府県高体連に提出してもらい、都道府県高体連及び全国高体連で事実関係を確認の上、案件ごとに全国高体連が懲罰の内容を決定することは、都道府県高体連にとっても全国高体連にとっても物理的に困難であると考えます。また、体罰の案件（教員の服務事故）について、高体連が懲罰委員会を設置し、事実関係の調査も含め対応することは難しい面があり、現在のところ懲罰委員会を設置することは考えていません。ただ、案件によっては、各都道府県高体連会長又は各専門部長の要請を受け、本連盟指導規定による指導委員会に対応することは、従来と変更ありません。
- 各加盟校からの報告に基づき、最終的に「1年間の出場を認めない」と決定するのは、本ルールを制定し運用を行う全国高体連になります。
- Q21 保護者・生徒等から県高体連に情報提供があった場合、どんな流れで対応するのか。**
- A 基本的には、本年度の様々な会議でお示ししてきた「体罰への対応に関するフローチャート」（平成26年3月15日理事会承認）が参考になると考えます。

5 指導規定との関係について

- Q22 指導規定の指導事由に「人権にかかわる問題で、重大性を有している行為」とあるので、本ルールは「指導規定」に基づいたものではないのか。**

そもそも指導規定は、「健全育成」として相容れないものが対象となっており、大きくくりとなっています。本ルールの趣旨は、喫緊の課題である体罰根絶について、体罰に特化した全国共通ルールを制定し、関係者全てに周知徹底することにより、体罰の発生を防止することにあります。指導規定とは趣旨が違うので、あえ

て「ルール」という名称にしました。

6 高体連主催大会に1年間出場できないことについて

Q23 体罰の程度により、たとえば1ヶ月で指導措置・処分を終えた指導者が、1年間高体連主催大会に参加できないというのは、処分の重さにあまりにも隔たりがあるとする。全て1年間出場禁止は、なかなか受け入れられない。

A 本ルールの趣旨は体罰根絶であり、基本的には体罰の軽重は問わないという考え方に基づくものであります。ただ、当該体罰が非常に軽微でやむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することも必要であると考えます。

Q24 体罰の程度が軽度の場合でも、1年間出場できないルールは、反発や事実隠蔽につながる懸念がある。

A 教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、教育関係者のみならず社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、いまだに体罰が散見される状況下において、高体連の取組姿勢が問われていると考えています。

本ルールの究極の目標は体罰根絶であり、体罰の発生を防止することにあります。そのためには、本ルールの趣旨を、全ての加盟校、全ての指導者に周知徹底させることは言うに及ばず、高校生や保護者を含めた社会全体に対して、率先して高体連から発信していくことが必要であると考えています。

Q25 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできるのか。

A 上記の判断は、各学校の校長に権限と責任があると考えます。なお、個々の事情で、校長が判断に迷う場合、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長に対し、助言や指導が必要な場合もあると考えます。

Q26 学校の懲戒規定が及ばない立場の指導者に対して運用できる制度なのか。

A 外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。

Q27 設置者や校長による懲戒後であり、「二重罰」になるのではないのか。

A 大会参加資格にかかわる問題は、高体連の所掌事項であり、設置者や校長が行う懲戒や指導措置とは別のものであると考えます。いわゆる二重罰ではないと考えます。

7 出場できない大会の範囲について

Q28 出場できないのは、都道府県予選大会も含まれるのか。

A 全国共通ルールの趣旨から、当然含まれると考えます。

Q29 国体や選抜大会への出場を認めないという権限は高体連にはないとする。別として考えた方がよい。

A 選抜大会は、高体連も主催者の一員となっています。国体については、社会通念上、インターハイはダメで国体は出場できるということは、なかなか理解が得られないと考えますが、ルールに明記するかどうかについて、(公財)日本体育協会と調

整してまいります。

Q30 各中央競技団体が定めている懲戒規定等との関係をどう整理するか。

- A 基本的に、大会参加にかかわる制限については、その大会を主催する団体の規定が優先されると考えます。各中央競技団体との調整が必要となった場合は、個別に対応することも必要と考えます。

8 高体連の役職を解くことについて等

Q31 高体連の役職を解くとは、具体的にどのような手順を踏むのか。「原則」をはずれる例としてはどのような場合か。

- A 本ルールの趣旨に則り、第1には、本人自ら辞任してもらうことを想定しています。本人が辞任しない場合は、各高体連組織の役員規定等による対応や辞任を勧告することも必要であると考えます。「原則」の文言については、上記Q23の場合を想定しています。

Q32 監督責任者としての校長についての処置はどうするのか。

- A 校長先生自身が体罰を隠蔽したり、望ましくない指導があったりというような特殊なケースを除き、高体連が校長先生に対し監督責任を問うことは考えていません。

Q33 体罰を行った教員またはコーチの公表についても検討すべき。

- A 個々の体罰事案の状況にもよるが、今後の検討課題とさせていただきます。

Q34 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、(公財)全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とあるが、どのような場合に不服申立てができるのか。

- A 該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

9 今後のスケジュールについて

Q35 事前に文科省、全国校長協会、全国教育委員長協議会等の了承を得る必要がある。

- A 平成26年1月から3月にかけて、文部科学省スポーツ青少年局、全国高等学校長協会、全国都道府県教育長協議会、日本体育協会、全国高野連、日本中体連の各事務局責任者と面会し、説明を行いました。各団体からは、大筋で了承を得ています。

Q36 プレス発表の内容はどのようなものか。また、プレス発表の必要性について疑問を感じる。

- A 現段階では、全国共通ルールに関するプレスリリース用の概要版1枚、全国高体連会長名で発出する通知文等を考えています。

また、本ルールの目的は、体罰の発生を防止することが主眼であり、そのねらいを達成するためには、プレス発表により、指導者を中心とした学校関係者はもとより、広く社会に向けて、また生徒や保護者に周知することが大切であると考えます。

Q37 26年度5月の年度途中から実施すると、学校現場に混乱が生ずる可能性がある。27年度の4月から実施ということではいかがか。

- A 体罰根絶は高体連の当面する喫緊の課題であり、何としても26年度からの実施

についてご理解願いたい。昨年度3月の理事会において、「共通ルールの内容については、今後さらに詰めていくということで、全国共通ルールを策定することと平成26年5月の理事会で組織決定する。」というスケジュールが承認されました。

また、今年度の5月8日の基本問題検討委員会では、3月の理事会以降いただいた意見も踏まえた検討資料について協議いただき、一部に慎重論もありましたが、今後、課題等が出てきた場合は、運用面について見直しをしていくということで、承認されました。

もし、本理事会でご承認いただければ、関係機関への通知を5月21日、プレスリリースを5月22日の午後、本ルール施行適用の基準日を、基本問題検討委員会でのご意見も踏まえ、7月1日という段取りを考えております。

本ルール制定についての取材対応は、全て全国高体連の方で行います。

本ルール施行後に、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。



事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 2 日

各都道府県高等学校体育連盟

会 長 殿

理事長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟

専務理事 石川 恵一郎



「体罰根絶全国共通ルール」に関する運用について

余寒なお厳しき折、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本連盟の諸事業推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「体罰根絶全国共通ルール」につきましては、昨年 6 月の第 1 回理事会で承認され、翌 7 月 1 日より施行し、すでに各都道府県高体連におかれましても本ルールの適用に関し適切にご対応いただいておりますことに感謝いたします。

体罰の根絶を目指し本連盟独自に制定いたしました本ルールですが、誠に残念ながら施行以来これまで 7 件の適用事例のご報告をいただいております。

今後とも、生徒にとって明るく豊かな運動部活動の確立の為にも体罰の根絶に向け、これまで以上にご尽力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

さて、平成 26 年 5 月 27 日付「体罰根絶全国共通ルール」に関する Q & A（追補版①）の Q 38 にお示ししたとおり、加盟校からの報告があった場合、各都道府県高体連から全国高体連事務局にご報告をいただくこととなっております。

その際、別紙様式による当該校から各都道府県高体連に対する報告の記載内容に關しまして、1 点ご連絡いたします。

記載いただく内容項目の「5 各教育委員会または各学校の指導措置・処分等を決した年月日」の項目については、項目のとおり決定した年月日のみを記載していただくよう改めてお願いします。指導措置・処分等について具体的な内容等に関する記述は不要ですので、実際に報告書を作成する当該校の校長先生に対して周知いただくようよろしくお取り計らい願います。詳細は別添の記入例を参考にしてください。

【問合せ先】

(公財)全国高等学校体育連盟

事務局長 丸山 正広

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスイトビル 2F

〈電話〉 03-6268-0027 〈ファクシミリ〉 03-6268-0028

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ & A (追加版①)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q38 各都道府県高体連が加盟校の校長から「体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について」(別紙様式)を受領した場合、全国高体連事務局に報告するとあるが、どのような方法で報告するのか。

また、報告を受けた全国高体連事務局では、その後どのような手続きを踏むのか。

A 各都道府県高体連では、当該校長先生が作成した様式文書の写し及び全国高体連会長宛の送付状を厳封の上、全国高体連事務局あてに郵送をお願いいたします。

全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。

Q39 上記様式文書の内容を各都道府県の当該専門部にも連絡するとあるが、体罰を行った指導者の個人名等についての守秘義務について、どう考えるのか。

A 当該専門部にも連絡することについては、今後、ルールを適正に運用するために、必要なことであると考えます。ただ、専門部の中では、様式文書の記載内容の取り扱いについては部長、事務局長等の責任者どまりとして、その守秘義務について、各専門部内で徹底していただきたいと考えます。全国専門部に対しても、全国高体連として守秘義務について徹底してまいります。

Q40 高体連主催大会に1年間出場できない期間の起算日は、別紙様式の「5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」という解釈でよいのか。

A その解釈で結構です。

Q41 通知文別紙の3「体罰根絶全国共通ルールの運用について」の(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分の内容に大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。」とあるが、具体的にはどういうことか、説明してほしい。

A 例えば、該当校の校長先生の判断で、教育委員会の指導措置・処分が確定するまでの間、当該指導者を部活動の顧問からはずしていた期間が50日間あった場合は、上記Q40の起算日から数えて、1年間マイナス50日間が高体連主催大会に出場できない期間となります。このようなケースがあった場合は、(別紙様式)の6 備考欄にご記入をお願いいたします。

Q42 外部指導者に対して、本ルールを適用できるのか。教育委員会からの指導措置・

処分はないと考えるが。

A Q26 のAにあるように、外部指導者については、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知していれば適用できると考えます。また、外部指導者の場合は、教育委員会の措置・処分はないので、学校としての指導措置等が決定した日から1年間は高体連主催大会に出場できない期間となります。

Q43 当該指導者が人事異動等に伴い勤務校が変更になった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。また、異動先で異なる競技種目の指導者となった場合でも、本ルールが適用されると考えてよいか。

A その解釈で結構です。当該指導者の異動に際しては、本人の了解を得た上で、異動先の校長先生に対して、情報提供が図れるようお願いしたいと考えます。

Q44 当該指導者の不服申し立ての手続きについて、具体的に説明してほしい。都道府県高体連はこのことについて、どのようにかわるのか。

A 当該指導者が書面により、直接全国高体連会長宛（送付先は全国高体連事務局）に対して、不服申し立てを行うことになります。全国高体連としては、本連盟指導規定の中の指導委員会に準じた委員会を組織して対応したいと考えています。その際、体罰の事実関係について、再度確認する必要がある場合は、該当の都道府県高体連に加盟校校長先生への連絡等でご協力いただきたいと思います。

Q45 本ルールは平成26年7月1日より施行適用するとあるが、平成26年7月1日以降に発生した体罰について適用するという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ & A (追加版②)
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q46 通知文の〈別紙〉及び(別紙様式)に記載されている「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等」という文言が5箇所あるが、それらは全て、「各教育委員会」は公立学校の場合を指し、「各学校」は私立学校の場合を指すと解釈してよいのか。

A その解釈で結構です。ただし、通知文別紙の3 体罰根絶全国共通ルールの運用についての(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、・・・」とある「各学校」については、公立学校の場合も含まれるという解釈です。

Q47 Q38のAの後段に、「全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。」とあるが、全国高体連の文書には当該指導者が高体連主催大会に出場できない期間及び高体連の役職に充てない期間が明示されているという解釈でよいのか。

A その解釈で結構です。

Q48 上記Q47の全国高体連の文書を受領した都道府県高体連は、当該校の校長にその文書を送付する必要があるか。

A 上記全国高体連からの文書の写しを当該校の校長宛、送付方お願いいたします。

Q49 Q29に関連して、各都道府県で行われる国体予選は、本ルールが適用されるのか。

A Q29のAにある国体に関する記述は、国体の本大会を想定したものです。国体については、国体としての参加資格が既に規定されているので、本ルールにおいて出場できない大会として国体を明文化することは難しいが、本ルールの趣旨を生かし、運用面で対応するという事で、すでに日本体育協会と調整済みです。

各都道府県で行われる国体予選については、高体連も主催者の一員となっている場合、本ルールを適用することは問題ないと考えますが、各都道府県高体連や各競技専門部によって、関与の仕方が一律でないため、当分の間は国体の本大会に準じた考え方で対応していくという事でお願いいたします。

Q50 「各加盟校の校長先生方へ」、「運動部活動指導者の皆様方へ」及びQ & Aの中で、「当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、原則としてという文言を入れました。」とあるが、具体的にどのような場合か。

A 具体的にはQ 6 の②から⑥の中で、非常に軽微な場合が考えられますが、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。



27 全国高体連第 411 号

平成 28 年 2 月 29 日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小 野



体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新聞等でも大きく報道されましたが、2月24日東京地裁は、高等学校バスケットボール部主将の自殺についての訴訟判決として、設置者に対し7500万円の損害賠償を命じました。我々高体連関係者をはじめスポーツ指導者は、この判決を重く受止め、あらためて体罰根絶に向けた取り組みを強化する必要があります。

本連盟では、平成25年4月にスポーツ関係5団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を発出して同年7月1日より施行適用し、また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結し、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々な取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、平成26年7月1日の本ルール施行以降、適用された事案は平成26年度の9ヶ月間における10数件に対し、平成27年度においては本日までに30件を越すというきわめて深刻な状況です。スポーツ指導における体罰はもちろん、ましてや学校教育に位置付けられた部活動指導における体罰は、生徒の健全育成とは相容れず、競技力向上へもつながらない許されざる行為です。生徒を鍛え成長させるための厳しい指導は、時として必要であるかもしれませんが、厳しい指導と体罰はまったく異なることと考えております。

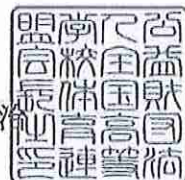
つきましては、この機会に管下の加盟校及びすべての指導者にあらためて体罰根絶を周知徹底し、取り組みを一層強化するようお願いいたします。



28 全国高体連第427号
平成29年2月10日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 岡田 正治



体罰根絶のための取り組みについて（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本連盟では、部活動指導における体罰根絶に向けて平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルール」の制定について（通知）を発出して同年7月1日より施行いたしました。また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結するなどして、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々な取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、本ルール施行以降、適用件数等については全国高体連の諸会議等で報告させていただいているとおり、体罰根絶には至っておりません。特に、昨年末には全国大会出場校の指導者の体罰が新聞報道や全国高体連事務局への投書により発覚し、共通ルールの適用となった事案が連続して発生しております。この中には、当該指導者に対する教育委員会・学校としての指導措置・処分がすでに決定されていたにもかかわらず、本連盟への報告がなかったため、指導措置・処分が決定された日を起算日とした1年間という適用期間について起算日を変更せざるを得ない事案もありました。

本ルールに関する質問には、本ルール制定時にお示ししましたQ&A等をもとに個別に回答してまいりましたが、全国高体連への報告が遅れた場合の対応をはじめとして、Q&A追加版③を別添のとおり作成しました。つきましては、本追加版を管下の加盟校及びすべての指導者に周知いただくとともに、あらためて部活動指導における体罰根絶と、体罰があった場合には本ルールの適用となることを周知徹底いただくとともに取り組みの強化をお願いいたします。

なお、本ルールをはじめ体罰根絶に向けた取り組みについて本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。

平成29年2月10日
(公財) 全国高等学校体育連盟

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ & A (追加版③)

—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q51 全国高体連から発出された本ルール適用通知文書に記載された適用期間の終了について、該当指導者等に解除通知等の文書は発出しているのか。

A 全国高体連から解除通知等の文書は発出しておりません。適用通知文書に記載された適用期間が過ぎれば、ルールの適用が解除されるものと判断していただいて結構です。

Q52 運動部活動にかかわる体罰を確認した校長から都道府県高体連に電話等による連絡があった。本ルールにかかわる報告書はどの時点で提出してもらえばよいか。

A 平成26年5月20日付26全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)<別紙>の3 体罰根絶全国共通ルールの運用について(2)」の記載のとおり、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当指導者本人の了解を得た上で、別記様式により各都道府県高体連に報告することとなっております。ただし、指導措置・処分等の確定は公立校では該当教育委員会、私立校は各学校が行うことになります。

Q53 該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が決定したが、各都道府県高体連への報告が大幅に遅れた場合、本ルールの適用期間はどうか。

A 本ルールの適用は体罰の軽重を問わないこととしておりますので、指導措置・処分等が決定した場合はすみやかに各都道府県高体連へ報告をお願いします。適用期間は、指導措置・処分等が決定した日を起算日とした1年間となります。

該当校からの報告が大幅に遅れた場合は、報告書が提出された日等を起算日とするなど、起算日を変更することになります。

Q54 公立校において、該当指導者に対する教育委員会の指導措置・処分等が決定するまでに数ヶ月の期間を要することがあり、報告書提出が大幅に遅れることになる。この場合どのように対応すればよいか。

A Q & AのQ13・14に記載のとおり、正式な指導措置・処分が出るまでは、該当校の校長先生の判断で部活動の顧問をはずすなどの校内措置は可能であると考えられます。このような校内措置をしていた場合は、Q & AのQ41に具体的な説明があるように、その期間を1年間に含めておりますので、報告書(別紙様式)の6 備考欄にその旨ご記入ください。



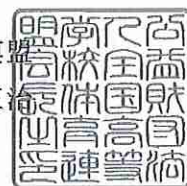
令4全国高体連第79号

令和4年6月13日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟

会長 岡田 正海



体罰根絶に向けた取組の強化について（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、運動部活動における体罰根絶に向けた取組については、平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルール」の制定について（通知）」を発出し、これまで「全国共通ルール」のもと、体罰根絶に向けた様々な取組を行ってきました。また、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連の各組織が一丸となって、体罰等の許されない指導の根絶に向け取組を進めてきました。

しかし、全国高体連の諸会議等での報告のとおり、「全国共通ルール」の施行以降も適用件数等については根絶には至っておらず、令和4年度に入りすでに2件の適用事案が発生しています。加えて先般、高校サッカー部において、指導者による部員への暴行や不適切な指導が発覚し、多くのメディアで報道され、運動部活動における体罰の問題が、改めて大きな社会問題となりました。

言うまでもなく、教育活動の一環として行われている各学校の部活動及びその学習成果の発表の機会である各種競技大会は、次代を担う高校生の健全育成を目的としています。したがって、この指導の過程において体罰や暴言等の不適切な行為があってはなりません。全ての高体連関係者は、この最も基本的な考え方に基づく認識を今一度新たにした上で、今後の指導に取り組む必要があります。本年3月15日には、各都道府県高体連及び各専門部宛に、「加盟校の校長先生方へ」という見出しのQ&Aと「運動部活動指導者の皆様方へ」という見出しのQ&Aを含む体罰関連書類を送付したところです。

つきましては、既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「全国共通ルール」及びQ&Aを周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組の強化をお願いいたします。

なお、「全国共通ルール」をはじめ体罰根絶に向けた取組については、本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。



事 務 連 絡

令和5年5月19日

各都道府県高等学校体育連盟 会 長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部 長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟

専務理事 奈良 隆

体罰根絶に向けた取組のさらなる強化について（依頼）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成24年12月に高等学校部活動で発生した指導者の体罰を原因とした生命に関わる事案を契機に、全国高体連等スポーツ5団体は「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択しました。平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を発出し、これまで「全国共通ルール」のもと、体罰根絶に向けた様々な取組を行ってきました。

しかし、令和4年度の「全国共通ルール」の適用件数は37件と一昨年の17件を大きく上回る状況となっています。加えて、指導者による部員への暴行や不適切な指導が発覚し、逮捕事案等が多くのメディアで報道され、運動部活動における体罰の問題がより大きな社会問題となっています。教育活動の一環として行われる運動部活動は、本来、健全な発達を促し高校生にとって楽しいものでなければなりません。その教育的価値を損なう体罰等の行為は絶対あってはならないという認識を、本連盟に関わる全ての者が共有し、根絶に向けた取組のさらなる強化を最優先事項とすべきであると考えます。

本年4月25日に全国高体連を含むスポーツ6団体が主催者となり、今後10年の新たな取組として「No! スポハラ事業」が開始されました。

つきましては、「No! スポハラ事業」の特設 Web サイトを確認するとともに本連盟ホームページに掲載している既出の通知や資料等に基づき、管下の加盟校の校長及び全ての指導者に対し、「全国共通ルール」及びQ&Aを周知徹底していただくとともに、体罰根絶に向けた取組のさらなる強化をお願いいたします。

<問合せ先>

(公財) 全国高等学校体育連盟

事務局次長 太田 勲

TEL : 03-6268-0027

FAX : 03-6268-0028